

大分大学医学部附属病院メディカル・リスクマネジメント委員会細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-11号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院メディカル・リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルの策定及び見直しに関すること。
- (2) 医療事故の判定に関すること。
- (3) 医療安全管理に関する改善策に関すること。
- (4) 医療安全管理のための職員研修に関すること。
- (5) 医事紛争に関すること。
- (6) その他医療安全管理上の重要事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
 - (2) 内科系の診療科長 2人
 - (3) 外科系の診療科長 2人
 - (4) 医療情報部長
 - (5) 医療安全管理部長
 - (6) 医療安全管理部副部長
 - (7) 中央診療施設又は特殊診療施設の長（第4号及び第5号の委員を除く。） 1人
 - (8) 医療安全管理責任者
 - (9) 医薬品安全管理責任者
 - (10) 医療機器安全管理責任者
 - (11) 医療放射線安全管理責任者
 - (12) 診療記録管理責任者
 - (13) 看護部長
 - (14) 医学・病院事務部長
 - (15) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第2号、第3号、第7号及び第15号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2号、第3号、第7号及び第15号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、医療安全管理責任者をもって充てる。
- 4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として毎月1回招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時

に委員会を招集することができる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、臨時に開催する場合は、委員の過半数の出席があれば議事を開くことができる。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(医療行為等の中止の勧告)

第8条 委員会は、重大な医療事故が発生した場合、その原因究明及び対策決定までの期間において、当該事故が発生した部署又は当該事故に係る医療者の診療、医療行為等の中止を、病院長へ勧告することができる。

(コアメンバー)

第9条 臨時の委員会開催について審議するため、コアメンバーを置く。

- 2 委員会委員のうち、次の各号に掲げる委員をコアメンバーとする。
 - (1) 委員長
 - (2) 医療安全管理部長
 - (3) 医療安全管理部副部長
 - (4) 医療安全管理責任者
 - (5) 医事課長
 - (6) その他委員長が必要と認める者
- 3 前項第6号の委員は、病院長が指名する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、医療安全管理部において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第3号から5号まで及び第12号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院メディカル・リスクマネジメント委員会規程（平成16年医学部規程4-4号）は、廃止する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4-5号）

この細則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4-17号）

この細則は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（令和2年医学部附属病院細則第4-5号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。